

インフルエンザの出席停止期間の数え方

インフルエンザは学校感染症第2種に該当し、出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（※発症日を0日目としてカウント）となっています。

例1

発症 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
→						
			解熱	1日目	2日目	3日目
			→			
						 登校できます
この場合、発症後6日目に登校できます。						

例2

発症 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
→						
		解熱	1日目	2日目	3日目	4日目
		→				
						 登校できます
この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日を経過していないため、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。						

例3

発症 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
→							
				解熱	1日目	2日目	3日目
				→			
							 登校できます
この場合、発症後5日を経過しているも、解熱後2日を経過していないため、すぐには登校できません。発症後7日目に登校できます。							